

# 虐待防止のための指針

令和6年3月

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合

広域養護老人ホーム県央寮

広域養護老人ホーム県央寮  
外部サービス利用型指定特定  
施設入居者生活介護事業所

広域養護老人ホーム県央寮  
訪問介護事業所

## 1 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

広域養護老人ホーム県央寮、広域養護老人ホーム県央寮外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所及び広域養護老人ホーム県央寮訪問介事業所（以下、「当施設」という。）では、入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員が本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待や不適切なケア（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置

を適切に実施することを目的とする。

### (2) 委員会の構成委員

- ア 寮長
- イ 管理者
- ウ 主任生活相談員
- エ 計画作成担当者
- オ 生活相談員
- カ 看護職員
- キ 事務職員
- ク 主任支援員
- ケ サービス提供責任者
- コ 栄養士
- サ 支援員
- シ 介護職員
- ス 訪問介護員

### (3) 委員会の開催

- ア 委員会は、定期的を開催する。
- イ 虐待事案発生時等に随時開催する。
- ウ 委員会の結果について、職員への周知を徹底する。

(4) 委員会の役割

- ア 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
- ウ 権利擁護及び虐待防止のための研修に関すること
- エ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は、虐待防止委員会の主任とする。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、次のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管を行い、職員への周知を徹底する。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、委員会を開催し、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 入所者等、入所者等家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、2(5)で定められた虐待防止の担当者とする。
- (2) 当施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

- (3) 当施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (4) 当施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## 6 成年後見制度の利用支援

入所者等及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を寮長（管理者）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように、細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

## 8 当指針の閲覧について

当指針は、入所者等及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上で公開する。

## 9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入所者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

### 附 則

この指針は、令和3年4月1日から実施する。

### 附 則

この指針は、令和6年4月1日から実施する。